

付議案第16号

福岡市公民館条例施行規則の一部を改正する規則案

上記の付議案を提出する。

令和8年3月16日

福岡市教育委員会
教育長 下川 祥二

理由

本件は、利用者の損害賠償に関する規定について、利用者がより安心して施設を利用できるようにするため、市内の他施設との均衡を考慮し、所要の改正を行う必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第2号の規定により付議するものである。

福岡市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市公民館条例施行規則（昭和39年福岡市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第11条中「利用者が」の次に「その責めに帰すべき理由により」を加え、「滅失した」を「滅失して本市に損害を与えた」に改め、「利用者は」の次に「これを原状に復し、又は」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

福岡市公民館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

福岡市公民館条例施行規則（昭和39年福岡市教育委員会規則第5号）

旧	新	備考
<p>第1条～第10条（略）</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第11条 利用者が_____、 建物又は附属設備を破損し、若しくは滅失した _____ときは、利用者は_____ _____その損害を賠償しなければならない。</p> <p>（以下略）</p>	<p>第1条～第10条（略）</p> <p>（損害賠償）</p> <p>第11条 利用者が<u>その責めに帰すべき理由により</u>、 建物又は附属設備を破損し、若しくは滅失して本 <u>市に損害を与えたときは、利用者はこれを原状に</u> <u>復し、又はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>（以下略）</p>	<p>他施設との均衡を図るため文言修正</p>

福岡市公民館条例施行規則（昭和39年福岡市教育委員会規則第5号）の一部を改正する規則案

1 改正の理由および内容

公民館利用者の損害賠償に関する規定について、利用者がより安心して施設を利用できるようにするため、市内他施設（市民センター等）との均衡を考慮し、取扱いを改めるもの。

(1) 損害賠償

【現 行】 利用者の責めに帰すべき理由がない場合でも、利用者に損害賠償を
求める

【改正後】 利用者の責めに帰すべき理由がある場合にのみ、利用者に損害賠償を
求める

2 新旧対照表

旧	新
(損害賠償)	(損害賠償)
第11条 利用者が_____、 建物又は附属設備を破損し、若しくは滅失 した_____ときは、利用者は_____ _____その損害を賠償しなければならない。	第11条 利用者が <u>その責めに帰すべき理由によ</u> <u>り</u> 、建物又は附属設備を破損し、若しくは <u>滅失</u> <u>して本市に損害を与えた</u> ときは、利用者は <u>これ</u> <u>を原状に復し、又はその損害を賠償しなければ</u> ならない。

3 施行期日

令和8年4月1日